

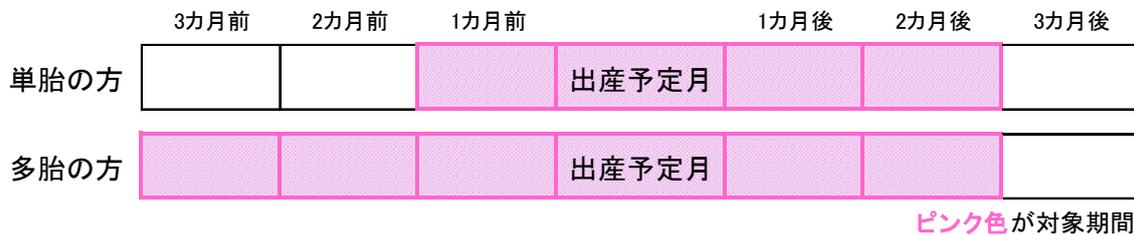
産前産後期間の国民健康保険料が軽減（免除）されます！

〔対象となる方〕

- 令和5年11月1日以降に出産予定の東建国保の被保険者（組合員・家族）が対象です。妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。

〔対象期間と保険料〕

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます）までの出産被保険者（組合員・家族）の保険料が軽減（免除）されます。



- 産前産後期間の保険料が軽減（免除）されます
- 多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3カ月前から6カ月分の出産被保険者の保険料が軽減（免除）されます
- 令和6年1月以降の保険料が軽減（免除）されます

例)	令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
令和5年11月 出産				出産予定月			

令和5年11月に出産した場合、令和6年1月の保険料が軽減（免除）されます。

令和6年1月より前の期間については軽減措置の対象になりません。

- 軽減される保険料は、出産予定月（又は出産月）の2カ月後以降に還付します。

〔届出に必要な書類〕

- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳（写）や出生証明書（写）など

※出産後に届出を行う場合親子関係を明らかにする書類が必要です

詳しくは所属の組合までお問合せください

〔問合せ先〕

所属の組合または東京建設業国民健康保険組合 業務課資格給付係 ☎03-6455-1502